

第4章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進

(1) 推進体制

各種施策を総合的かつ効果的に進めるため、行政だけでなく市民や関係団体等がそれぞれ役割を果たしていくことが必要です。そのためには、市民（スポーツ推進委員等）・スポーツ団体・関係機関との連携を一層強化し、円滑な計画の推進に努めます。

○行政【事務局】
社会教育課
学校教育課
市民生活課
社会福祉課
高齢者福祉課
商工観光課
他関係課

連 携

○市民
市スポーツ推進委員等
○総合型地域スポーツクラブ
みえスポーツクラブ
おがたいいきスポーツクラブネスト
朝地フレンドクラブ
○市体育協会
○競技団体
○地区スポーツ振興会
○市スポーツ少年団
○教育機関
小学校
中学校
高等学校
専門学校等
○企業等

(2) 計画の評価

計画の進行状況については、施策の実施状況、数値目標の達成状況を把握し、5年後の35年度を目処に中間評価を行い施策・目標値の見直しを行います。

